

議題 弁護士の活動領域の拡大について

2013年度2回目となる第31回市民会議では、「弁護士の活動領域の拡大について」というテーマで、相川泰男副会長、道あゆみ会員（日弁連事務総長付特別嘱託）、山本昌平会員（当会・法曹養成制度改革実現協議会活動領域拡大策検討部会長）の説明に続き、意見交換がなされた。本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 任期付公務員

津山：任期付公務員で任期後に法律事務所に戻るよりも、そのまま公務員になった方が自治体等の内部事情に詳しくなって、自治体等にとってもいいのではないかと。また、そのようにした方が弁護士の活動領域が広がるのではないかと。

岡田：任期付公務員が任期後に法律事務所に戻りたいときに、法律事務所の受け皿が少ないというのは意外に感じる。何年間か行政に関わった経験は、その後の弁護士業にも活かされると思う。弁護士が行政の中でもより問題の多いセクションに入っていく、行政の実態を把握することで、その経験を紛争解決に活かせるようになればいいと思う。

長友：行政は市民との関係で仕事をしており、条文を読みこなすだけでは足りないのと、資格があるというだけではなく、実務経験が3年間くらいはあった方がいい。また、市井の営みを理解するセンスも必要になる。

他方で、地方行政の中には公営競技（競馬・競輪・競艇）等、経験のある弁護士でもよく知らない専門的な分野がある。そのような分野を若手弁護士に任せられるか。

そのような点を検討して、弁護士の受け入れを真剣に考えていきたい。

紙谷：弁護士が役所に入るメリットは、訴訟を念頭においた対応ができることにあると思う。訴訟を念頭においた仕事をする役所では、弁護士の需要がある。

長友：調布市では、すでに法律相談の担当、人権擁護委員、監査委員、まちづくり審査委員、入札等の監視委員会の委員、福祉団体の顧問弁護士など、延べ何十人ももの弁護士に行政全般の相談をしている。それに加えて、内部に弁護士を抱えるメリットは何かを考えなければならない。そうすると、短期の任期付公務員よりも、恒久的に業務にあたる人が必要だと思う。地方行政を通じて自分の資格や知識を社会に還元してもらえれば、これからその道をどんどん追求していいと思う。

2. 条例作りの支援

長友：調布市の基本条例を作るときに、行政に詳しい法学部の教授と法制局を退官した方に頼んだが、テーマによっては弁護士に頼んでもいいと思う。

岡田：足立区では条例を作る委員会には必ず学者が入っているが、弁護士の任用に関しては定かでない。もし任用されていないのであれば、是非とも任用すべきである。条例は作ればいいというものではなく、その後の紛争についても考えなければならないので、弁護士が入り、その後のフォローにも関わることができるようにしてほしい。

3. 企業内弁護士

紙谷：すでに弁護士がいる組織なら、先輩が後輩を養成できるので、新人弁護士でも採用できる。法曹は手をとって教えるという部分が必要なので、ゼロから組織に入っていくのは難しい。

組織内弁護士では、法曹としての独立性も重要だと思う。社長が聞きたくないようなコンプライアンスに関する話すには、いつでも辞表を叩きつけられるような独立性が必要だと思う。

津山：朝日新聞でも組織内弁護士を雇用できないか、考えてみた。法務部には、司法書士の資格をもっていたり、法科大学院を出ているが法曹資格のない人

市民会議委員 *敬称略

阿部 一正 (日鉄住金総研株式会社相談役)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
紙谷 雅子 (学習院大学法学部教授)
後藤 弘子 (千葉大学法科大学院教授)
津山 昭英 (朝日新聞社ジャーナリスト学校校長)
長友 貴樹 (調布市長)

もいて、彼らとの関係でどのように待遇するかが問題となる。また、業務が専門化しているので、新たに組織内弁護士が入っても、その専門家になるには年数がかかるということもある。社の方針と法律家としての方針が一致しないときにどうするのかという問題もある。何も朝日新聞に限ったことではないので、これらの問題が解決されれば、企業内弁護士は増えると思う。

弁護士登録はしなくてもいいから、法曹資格を持った人に入ってきて欲しいという気持ちはある。まずは記者をやってもらい、そこから法務に行って活躍してもらってもいいし、弁護士登録をしてもいいしというような選択肢もあっていいと思う。

後藤：司法記者なら法科大学院くらい出ていて欲しい。弁護士資格を持たないで司法記事を書いているのかという議論をした方がいい。

阿部：多くの企業でも、新人の弁護士を社員として採用することを考えているが、他の社員との処遇の調整がむずかしい。そこで当社では、複数の顧問弁護士の事務所から5~6人の弁護士に出向してもらい、3~4年の周期で交替してもらっている。その事務所ではその出向する弁護士の分、別に若い弁護士をたくさん雇っているので、弁護士の活動領域の拡大につながっている。出向であれば、戻る事務所の心配をする必要がないし、処遇についても不足があれば事務所で上乘せすればいいので、どんどん進められる。独禁法、一般民事、涉外、知的財産の専門家に定期的に会社に出向してもらう形で弁護士を受け入れている。

4. 中小企業支援

後藤：特に地方では弁護士が少ないので、顧問弁護士に相談するハードルが高く、何か問題が起きないと顧問弁護士に相談できないという傾向があるように思う。予防法務的に顧問弁護士を利用する中小企業は少ないように思う。

紙谷：弁護士の最大の特徴は訴訟に対応できるということにある。ただ、イギリスのバリスターとソリシターの割合は1対9くらい。アメリカでも、トリアルロイヤーの数は10%くらいと言われている。日本でも、訴訟以外の需要が訴訟の10倍くらいあるはず。その領域は、他の資格者がやっているのでも、上手に協定を結んでいくことが弁護士の活動領域の拡大において重要になる。

例えば、弁護士と税理士とが組んで仕事をするようなパッケージにした方が、中小企業にとってメリットが見えやすい。ただし、実際の弁護士と税理士の組合せをみても、双方に様々な経験がないと、引き出しから出てこないということは感じる。

後藤：先日、ミャンマーで日本の中小企業の団体が大勢で展開しているのを見た。そういう中でミャンマーの人権状況をきちんと認識した上で企業にアドバイスができる弁護士が育って欲しいと感じた。

5. 総括

後藤：弁護士の活動領域はすでに拡大しているように感じる。例えば、千葉の子どもの権利委員会を見ても、20年前は少年事件ばかり議題にしていた印象があるが、今では、虐待や貧困の問題など、弁護士が活動しなければならない領域はどんどん拡大している。問題は、ボランティアベースで行う領域が拡大していて、そこにお金がかからないということ。お金がかからないところで活動領域を拡大しても、限界がある。

紙谷：2001年の司法制度改革審議会の最大の問題は、司法の役割を拡張したにもかかわらず、誰がそのコストを担うのかの検討が全く落ちていたこと。だから、法科大学院で高い授業料を自己負担させ、司法修習でも自己負担させることになった。国は、制度を変えるのであれば、それに見合う予算をつけないといけないということを認識すべき。